

起債提案時の非公開情報の取扱いについて

2023年6月27日
日本証券業協会

証券業界では、公平かつ信頼性の高い社債市場の維持・発展に向け、会員（証券会社）における発行者への起債提案時の非公開情報の取扱いについて、下記のとおり適切な管理がなされるよう周知徹底に努めております。

市場関係者の皆様方におかれても、下記の内容についてご認識いただき、引き続き、起債提案時に提供される情報を適切にお取扱いいただきますようお願い申し上げます。

記

会員（証券会社）が発行者への起債提案時（営業活動を含む）に、他の発行者の起債案件における投資家の実名又は識別可能な示唆名称とともに当該投資家の取引金額や需要金額等の非公開の情報を発行者に提供することや他の発行者の非公開の起債情報等を発行者に提供することは、当該投資家又は当該他の発行者の同意がある場合を除き、顧客に関する情報を漏えいするものとして、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」違反又は「協会の従業員に関する規則」違反に該当し得るものと考えられます。これは、提案書等の形式で書面や電子メール等にて情報を伝達する場合も、面談や電話等で口頭にて情報を伝達する場合も同様です。

したがって、会員は、発行者への起債提案時の情報提供に当たっては、予め顧客の同意を得ている場合を除き、顧客に関する非公開情報を発行者へ提供しないよう留意する必要があります。

また、会員は、投資家や他の発行者に係る非公開情報について、当該投資家や当該他の発行者の同意を得た場合には、発行者に対し例外的に情報提供を行うことが可能ですが、これは、発行者が起債時期や起債条件等を決定するための参考とすることを目的に行われるものです。

したがって、会員が発行者に非公開情報の提供を行う際には、当該非公開情報を上述の目的以外で使用することや漏えいすることがないように、発行者に対して当該非公開情報を適切に管理するよう求める必要があります。

以 上